

○国土交通省告示第八百二十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、この告示を制定する。

平成十九年六月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算書及び構造計算概要書を次のように定める。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により膜構造の

建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合 構造計算書を別表第一、構造計算概要書を別記第一号様式とする。

二 令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合 構造計算書を別表第二、構造計算概要書を別記第一号様式とする。

附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

別表第一

<p>構造計算書の種類</p>	<p>明示すべき事項</p>
<p>(一) 別記第一号様式による構造計算概要書</p>	<p>別記第一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項</p>
<p>構造計算チェックリスト</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件</p>

<p>(二)</p> <p>基礎・地盤説明書（施行規則第 一条の三第一項の表三中の規定</p>	<p>特別な調査又は研究の結果等説 明書</p>	<p>使用構造材料一覽表</p>	<p>地盤調査方法及びその結果</p>	<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合に あつては、その検討内容</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた 構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつて は、その認定番号、使用条件及び内容</p>	<p>並びに認定番号</p> <p>使用する指定建築材料が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一 号以下「法」という。）第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の 認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び 寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値 並びに認定番号</p>	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれ らの算出方法</p>	<p>使用部位</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される すべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び 使用部位</p>	<p>に適合するかどうかを照合するための事項</p>
---	------------------------------	------------------	---------------------	----------------------------------	---	--	--	--	---	----------------------------

荷重・外力計算書	部材断面表	略軸組図	略伏図	に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）			
固定荷重の数値及びその算出方法	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置 地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）

	<p>応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）</p>
<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法</p>
<p>積雪荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>
<p>地震力の数値及びその算出方法</p>	<p>膜面の張力の数値及びその算出方法</p>
<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重及び膜面の張力の分布</p>
<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p>	<p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率</p> <p>平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応</p>

	<p>断面計算書（断面検定比図を含む。）</p>	<p>基礎ぐい等計算書</p>	<p>使用上の支障に関する計算書</p>					
<p>力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率</p>	<p>平成十四年国土交通省告示第六十六号（以下「告示」という。）第五第二項に規定する構造計算の計算書</p>	<p>平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項</p>	<p>基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書</p>	<p>告示第五第一項第四号に規定する構造計算の計算書</p>

(三) 相対変形量に関する計算書	(四) 層間変形角計算書	(五) 保有水平耐力計算書	告示第五第三項に規定する構造計算の計算書	層間変位の計算に用いる地震力	地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法	各階及び各方向の地震力による層間変形角の算出方法	各階及び各方向の地震力による層間変形角	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。） 保有水平耐力計算に用いる地震力	各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法	令第八十二条の三第二号に規定する各階の構造特性を表す D_s （以下この表において「 D_s 」という。）の算出方法	令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表す F_{es} （以下この表において「 F_{es} 」という。）の算出方法	各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法
---------------------	-----------------	------------------	----------------------	----------------	-----------------------------	--------------------------	---------------------	---	---------------------	--	--	-----------------------

(六)							
使用構造材料一覧表	保有水平耐力計算結果一覧表						
屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位	各階及び各方向におけるせん断力と層間変形角の関係	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別	各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	保有水平耐力、 D_s 、 F_{es} 及び必要保有水平耐力の数値	架構の崩壊形	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布 構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容

	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>
<p>荷重・外力計算書</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>
<p>応力計算書</p>	<p>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法</p>
<p>屋根ふき材等計算書</p>	<p>告示第五第五項に規定する構造計算の計算書</p>

構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別でききる措置を講じること。
- 二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。

- 三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書（構造計算概要書を含む。）を作成すること。
- 四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては省略することができるものとする。

別表第二

<p>構造計算書の種類</p>	<p>明示すべき事項</p>
<p>(一) 別記第一号様式による構造計算概要書</p>	<p>別記第一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項</p>
<p>構造計算チェックリスト</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項</p>

(二)		
<p>基礎・地盤説明書（施行規則第一条の三第一項の表三中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持</p>	<p>特別な調査又は研究の結果等説明書</p>	<p>使用構造材料一覧表</p>
<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p>	<p>地盤調査方法及びその結果</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p> <p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容</p> <p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p>

<p>力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>	<p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p> <p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別</p> <p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p> <p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法</p>	<p>略伏図</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>	<p>略軸組図</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置</p> <p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様</p>	<p>部材断面表</p>	<p>固定荷重の数値及びその算出方法</p> <p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法</p> <p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>荷重・外力計算書</p>
---	--	------------	--	-------------	---	--------------	---	-----------------

<p>断面計算書（断面検定比図を含む）</p>	<p>応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）</p>								
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材</p>	<p>項 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事</p>	<p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率</p>	<p>法 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重及び膜面の張力の分布</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法</p>	<p>膜面の張力の数値及びその算出方法</p>	<p>地震力の数値及びその算出方法</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法</p>

(四)	(三)							む。)	
層間変形角計算書	相対変形量に関する計算書	使用上の支障に関する計算書	基礎ぐい等計算書						
層間変位の計算に用いる地震力	告示第五第三項に規定する構造計算の計算書	告示第五第一項第四号に規定する構造計算の計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項	告示第五第二項に規定する構造計算の計算書	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向

				(五)			
屋根ふき材等計算書	応力計算書	荷重・外力計算書		使用構造材料一覧表		層間変形角計算結果一覧表	
告示第五第五項に規定する構造計算の計算書	法 屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）	各階及び各方向の地震力による層間変形角 各階及び各方向の地震力による層間変形角の算出方法 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法

(六)	剛性率・偏心率計算書	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法 各階及び各方向の剛性率の算出方法 各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法 各階及び各方向の偏心率の算出方法 令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠 各階の剛性率及び偏心率 令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること

等を行うこと。

三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書（構造計算概要書を含む。）を作成すること。

四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては省略することができるものとする。